

多様なPPP/PFI手法導入を 優先的に検討するための指針について



内閣府 民間資金等活用事業推進室

目次

1. 優先的検討指針策定の背景
2. 優先的検討プロセスの全体像
3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
 - (1) 優先的検討の開始時期
 - (2) 対象事業
 - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
 - (4) 簡易な検討
 - (5) 詳細な検討
 - (6) 評価結果の公表
5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
6. 国によるフォローアップ、支援措置
7. 参考資料

- 
1. 優先的検討指針策定の背景
 2. 優先的検討プロセスの全体像
 3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
 4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
 - (1) 優先的検討の開始時期
 - (2) 対象事業
 - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
 - (4) 簡易な検討
 - (5) 詳細な検討
 - (6) 評価結果の公表
 5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
 6. 国によるフォローアップ、支援措置
 7. 参考資料

1. 優先的検討指針策定の背景

(1) 課題

- 厳しい財政状況、人口減少の中で、我が国の生活インフラを効率的に整備・運営していくことが必要。
- 新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくことが必要。

(2) 対応

- 公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要。
- 多様なPPP/PFI手法を拡大することが必要。



公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、**多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討する仕組みを導入**

(3) 目標

PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した**各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体（181団体）等の数を2016年度末までに100%**
(経済・財政再生アクション・プログラム（平成27年12月24日経済財政諮問会議）)

- 
1. 優先的検討指針策定の背景
 2. 優先的検討プロセスの全体像
 3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
 4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
 - (1) 優先的検討の開始時期
 - (2) 対象事業
 - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
 - (4) 簡易な検討
 - (5) 詳細な検討
 - (6) 評価結果の公表
 5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
 6. 国によるフォローアップ、支援措置
 7. 参考資料

2. 優先的検討プロセスの全体像

【対象事業主体】

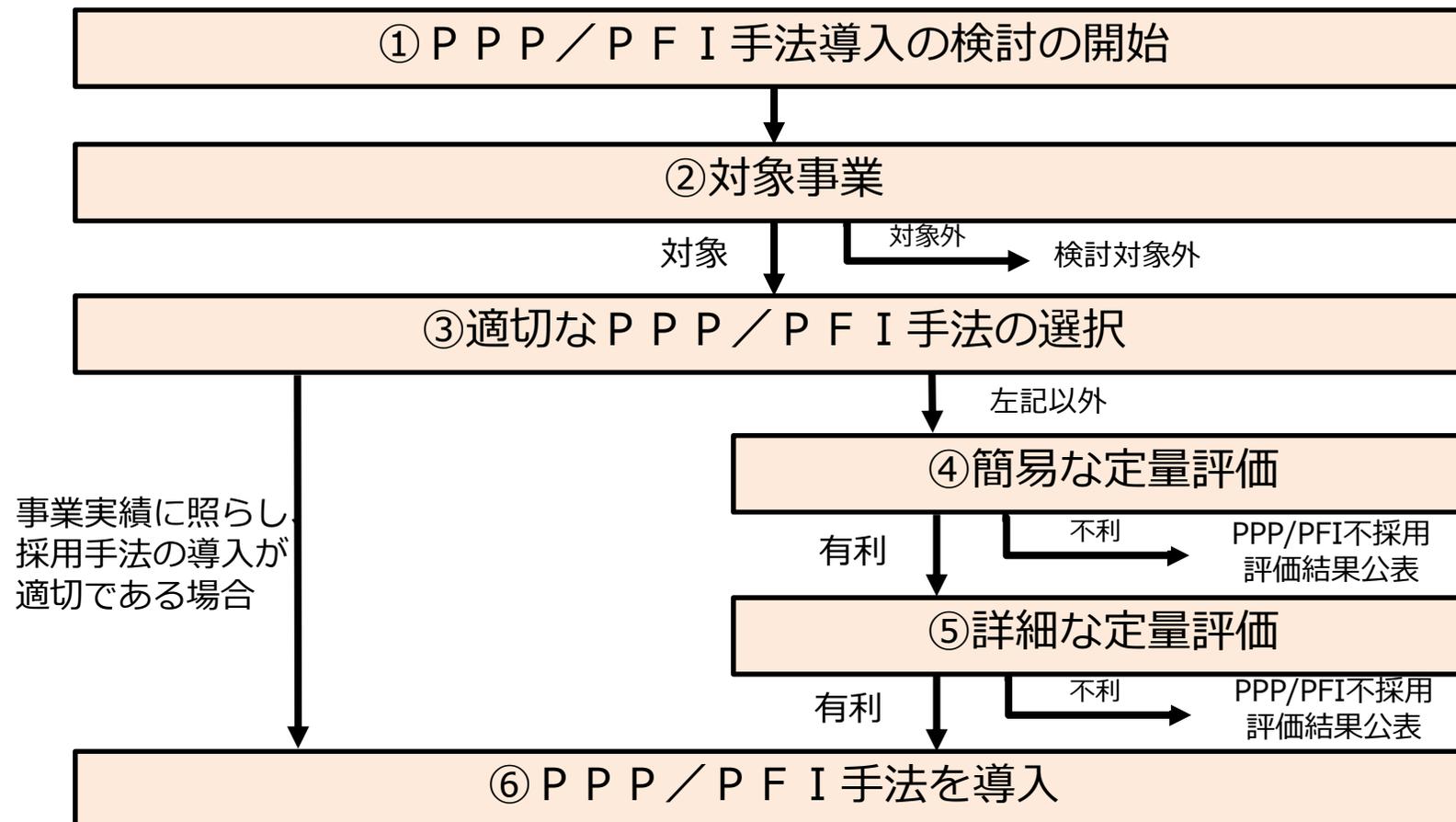
- ・ 国、地方公共団体、公共法人（独法、公社等）

【対象施設】

- ・ 公共施設等（例えば空港、上下水道等の利用料金が発生する施設や庁舎、宿舍、公営住宅、学校等を含む。）

【対象事業】

- ・ 整備等（例えば新規建設、改修のみならず、運営、維持管理を含む。）

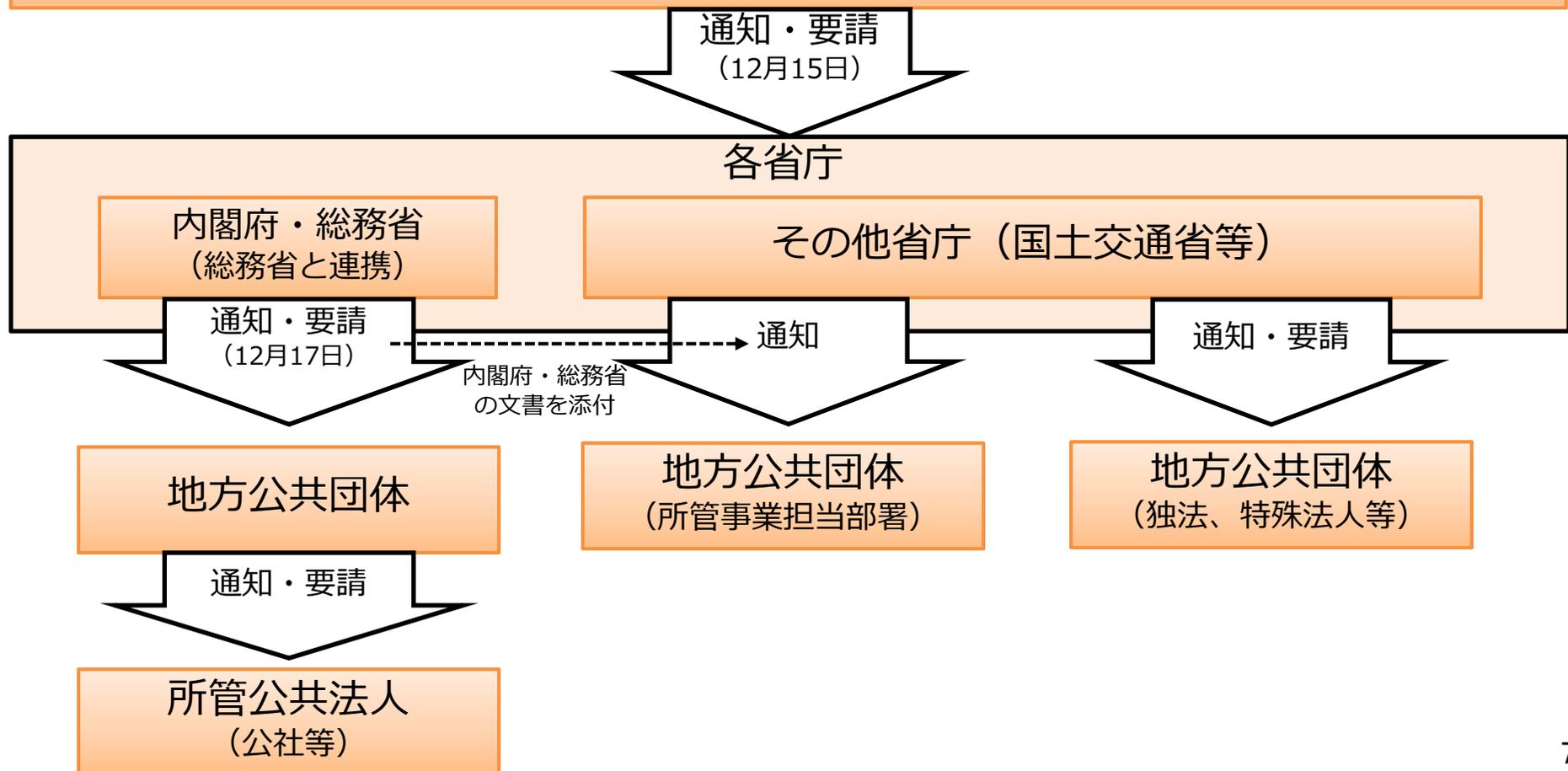


(参考)指針の周知プロセス

平成27年11月19日 PFI推進委員会（有識者会議）【調査審議】

平成27年12月15日 PFI推進会議（総理大臣を会長とする全閣僚の会議）【決定】

平成27年12月15日 内閣府から各省庁に通知・要請



- 
1. 優先的検討指針策定の背景
 2. 優先的検討プロセスの全体像
 3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
 4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
 - (1) 優先的検討の開始時期
 - (2) 対象事業
 - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
 - (4) 簡易な検討
 - (5) 詳細な検討
 - (6) 評価結果の公表
 5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
 6. 国によるフォローアップ、支援措置
 7. 参考資料

3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について

(1) 優先的検討指針（平成27年12月15日）【政府が策定】

- 優先的検討規程を策定する際に拠るべき準則として政府が定めたもの。
- 主に次に掲げる3要件について明記した優先的検討規程を策定することとしている。
 - ① 明確に定めた対象事業について優先的検討を行うこと
 - ② 客観的な基準によりPPP/PFI手法導入の適否を評価すること
 - ③ 評価の結果、PPP/PFI手法導入に適しないとした場合は、その評価内容を公表すること

(2) 優先的検討規程（平成28年度中に策定）【各地方公共団体等が策定】

- 地方公共団体（主に人口20万人以上）、各省各庁、公共法人（独法、特殊法人、公社等）が策定（参考資料参照）。
- 優先的検討指針に基づき、PPP/PFI手法を優先的に導入するためのプロセス等を規定。

(3) 優先的検討規程策定の手引（平成28年3月17日）【内閣府が策定】

地方公共団体が円滑に優先的検討規程を策定する際に参考となるものとして内閣府が作成したもの。次に掲げるもので構成。

- ① 指針とその解説
- ② 優先的検討規程のひな形
- ③ 簡易な検討の計算表（費用総額比較を自動で計算できるエクセル形式のワークシート）

(4) 優先的検討規程運用の手引（平成28年度中策定予定）【内閣府が策定】

地方公共団体が円滑に優先的検討規程を運用する際に参考となるものとして内閣府が作成するもの。平成28年度中に策定予定。

(5) ガイドライン【事業所管大臣が策定】

各事業の特性を踏まえた優先的検討規程を策定できるよう、事業所管大臣が作成することができるもの。対象事業、適切なPPP/PFI手法の選択、簡易な検討等について解説。

- 
1. 優先的検討指針策定の背景
 2. 優先的検討プロセスの全体像
 3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
 4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
 - (1) 優先的検討の開始時期
 - (2) 対象事業
 - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
 - (4) 簡易な検討
 - (5) 詳細な検討
 - (6) 評価結果の公表
 5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
 6. 国によるフォローアップ、支援措置
 7. 参考資料

(1) 優先的検討の開始時期

優先的検討の開始時期



公共施設等の**整備・運営の方針**を検討する時期



具体的なタイミング例

- ① 新たに公共施設等の整備等を行うために**基本構想、基本計画**等を策定する場合
- ② 公共施設等の**運営等の見直し**を行うとき
- ③ 公営企業の**経営の効率化**に関する取組を検討するとき
- ④ **国公有地の未利用資産等の有効活用**を検討するとき
- ⑤ 公共施設等の**集約化又は複合化**等を検討するとき
- ⑥ **公共施設等総合管理計画**、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）Ⅳの「行動計画」（インフラ長寿命化計画）の策定又は改定を行うとき
- ⑦ 「インフラ長寿命化基本計画」Ⅳの「**個別施設計画**」の策定又は改定を行うとき
- ⑧ 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日総務省自治財政局通知）第2の「**経営戦略**」の策定又は改定を行うとき
- ⑨ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）Ⅱ 2（3）の「**地方版総合戦略**」の策定又は改定を行うとき

※なお、例えば、既に公共施設整備事業に着手している場合など、公共施設等の整備等を行う手法が決定している場合（従来手法により実施する方針が決定している場合を含みます。）は、再度、当該事業について優先的検討を実施していただく必要はありません。

- 
1. 優先的検討指針策定の背景
 2. 優先的検討プロセスの全体像
 3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
 4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
 - (1) 優先的検討の開始時期
 - (2) 対象事業
 - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
 - (4) 簡易な検討
 - (5) 詳細な検討
 - (6) 評価結果の公表
 5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
 6. 国によるフォローアップ、支援措置
 7. 参考資料

(2) 対象事業

対象事業

対象事業は、次の①及び②の両方を満たすもの **指針事項**

① 民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待できる公共施設整備事業※ **指針事項**

ア 建築物又はプラントの整備・運営に関する事業 **手引事項**

- ・建築物の例：文教施設、医療施設、斎場、複合施設、社会福祉施設、観光施設、警察施設、宿舎、事務庁舎等
- ・プラントの例：廃棄物処理施設、水道浄水場、下水汚泥有効利用施設、発電施設等

イ 利用料金の徴収を行う公共施設の整備・運営に関する事業 **手引事項**

- ・利用料金の徴収を行う公共施設の例：空港、水道、下水道等

② 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業 **指針事項**

ア 事業費の総額が10億円以上

イ 単年度の運営費が1億円以上

※指針において、資金調達に要するコストの差異のみで民間資金・能力活用基準の適合性を判断するべきではないとしていることに留意することが必要。これは、PPP/PFI手法の資金調達コストが従来型手法のそれよりも高い場合（例えばPFI事業者が金融機関から資金を調達する場合の利払い費が、地方公共団体が独自に資金を調達する場合の利払い費よりも高い場合）でも、事業全体の費用で見ればコスト削減が期待できる場合もあるため。

対象事業の例外

次の①～③のいずれかの事業は、優先的検討の対象外 **指針事項**

- ① 既にPPP/PFI手法、市場化テストの導入が前提とされている事業
- ② 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
- ③ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業

- 
1. 優先的検討指針策定の背景
 2. 優先的検討プロセスの全体像
 3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
 4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
 - (1) 優先的検討の開始時期
 - (2) 対象事業
 - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
 - (4) 簡易な検討
 - (5) 詳細な検討
 - (6) 評価結果の公表
 5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
 6. 国によるフォローアップ、支援措置
 7. 参考資料

(3) 適切なPPP/PFI手法の選択(絞り込み)①

PPPとは

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの。PFIはその一類型。

PPP/PFI手法は、次の①～③の特徴を有する。

- ① 従来の**官民の役割分担を見直し**、民間事業者の役割を大幅に拡大し、その主体性を幅広く認めるものであること
- ② 協定等に基づき**官民双方がリスクを分担**すること
- ③ **民間事業者が事業実施に当たり相当程度の裁量**を有し、創意工夫を活かすことで、事業の効率化やサービスの向上を図れること

PPP/PFI手法とは

イ 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託 O（運営等Operate）方式 等
ロ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BTO方式（建設Build-移転Transfer-運営等Operate） BOT方式（建設Build-運営等Operate-移転Transfer） BOO方式（建設Build-所有Own-運営等Operate） DBO方式（設計Design-建設Build-運営等Operate） RO方式（改修Rehabilitate-運営等Operate） ESCO 等
ハ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT方式（建設Build-移転Transfer）（民間建設買取方式） 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式） 等

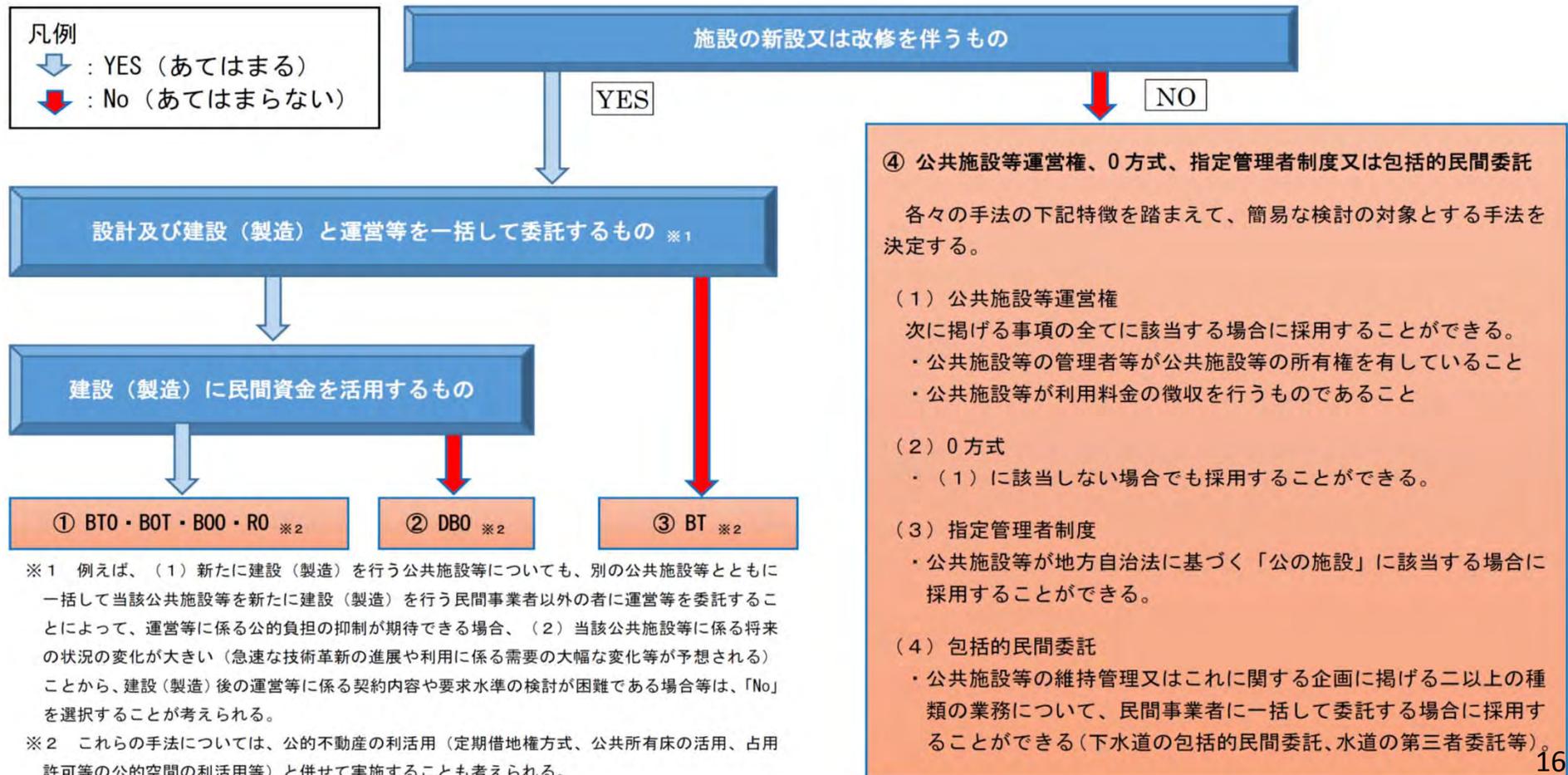
4. 優先的検討プロセスの具体的な内容

(3) 適切なPPP/PFI手法の選択(絞り込み)②

検討対象となるPPP/PFI手法の絞り込み

簡易な検討を実施する対象となるPPP/PFI手法を絞り込む。例えば下記のフローチャートを活用することが考えられる。

採用手法選択フローチャート



(3) 適切なPPP/PFI手法の選択(絞り込み)③

評価を経ずに行うPPP/PFI手法導入の決定

同種の**過去の実績**（他自治体のものを含む。）に照らし、PPP/PFI手法の導入が適切と認められる場合は、**評価の実施を省略**し、当該PPP/PFI手法の採用が可能。

簡易な検討及び詳細な検討の両方を省略する場合

例えば、次の①及び②の**両方**を満たす場合に簡易・詳細な検討の両方を省略。

- ① PPP/PFI手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった**実績**があること
- ② PPP/PFI手法の導入に当たって**導入可能性調査を実施しない**ことが通例
→①及び②の両方を満たす例：**指定管理者制度**

簡易な検討のみ省略する場合（詳細な検討は実施）

例えば、次の①又は②の**いずれか**に該当する場合に簡易な検討を省略。

- ① PPP/PFI手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった**実績**があり、かつ、PPP/PFI手法の導入に当たって**導入可能性調査を実施する**ことが通例であること
→①を満たす例：「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」※の対象である事業（**施設整備業務の比重の大きい事業又は運営等の業務内容が定型的な事業**）における**BTO方式**
- ② **民間提案**がある場合であって、客観的な評価により導入が有利とされているPPP/PFI手法

- 
1. 優先的検討指針策定の背景
 2. 優先的検討プロセスの全体像
 3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
 4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
 - (1) 優先的検討の開始時期
 - (2) 対象事業
 - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
 - (4) 簡易な検討
 - (5) 詳細な検討
 - (6) 評価結果の公表
 5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
 6. 国によるフォローアップ、支援措置
 7. 参考資料

(4) 簡易な検討①(趣旨)

簡易な検討を実施する趣旨

簡易な検討とは、専門的な外部コンサルタントに委託せずに、地方公共団体等の職員等が庁内で、候補とされたPPP/PFI手法の適否を検討する段階。



この段階で、明らかにPPP/PFI手法導入の見込みがない公共施設整備事業についてPPP/PFI手法を導入しないこととすることができ、無用な調査に要する費用を削減することが可能となる。

4. 優先的検討プロセスの具体的な内容

(4) 簡易な検討②(各PPP/PFI手法の費用項目)

費用総額比較で考慮すべき費用項目

フローチャート等で絞り込みを行った結果、簡易な検討を行う対象となったPPP/PFI手法について、費用総額比較を行う。その際に考慮すべき費用項目は以下のとおり。

【例：BTO手法の場合】従来型手法の費用（PSC※1）及びBTO手法の双方で、整備費、運営費、利用料金収入、資金調達費用を計上。BTO手法のみ調査費、税金、民間事業者の利益を計上（従来型手法については計上の必要なし）。

※1 PSC：Public Sector Comparatorの略。公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。ここでは従来型手法の費用等をさす。

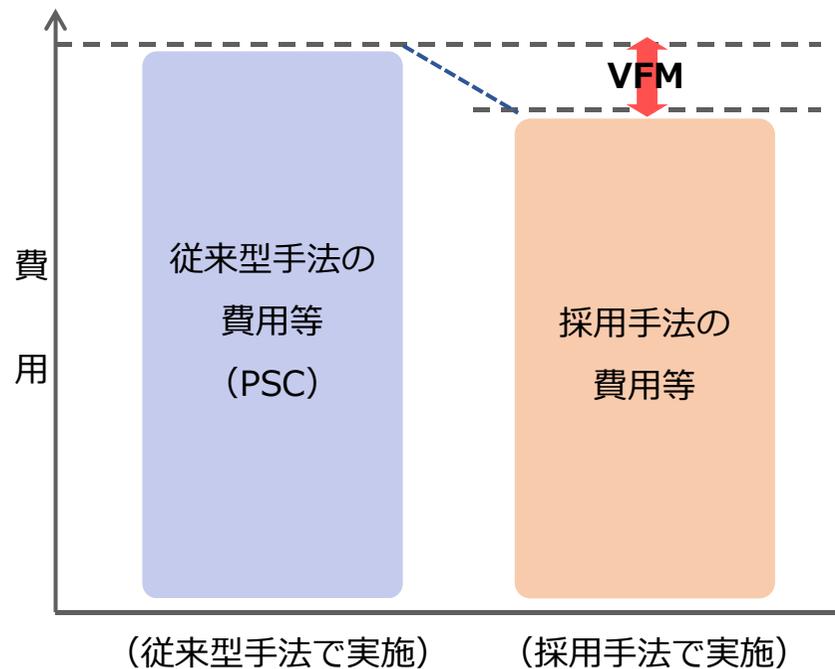
	① BTO・BOT・BOO・RO		② DBO		③ BT		④ 公共施設等運営権・O方式・指定管理者制度・包括的民間委託	
	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI
公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用	○	○	○	○	○	○	—	—
公共施設等の運営等の費用	○	○	○	○	—	—	○	○
利用料金収入	事案による	事案による	事案による	事案による	—	—	事案による (公共施設等運営権方式の場合必須)	事案による (公共施設等運営権方式の場合必須)
資金調達に要する費用	○	○	○ (官が調達)	○ (官が調達)	○ (官が調達)	○ (官が調達)	—	—
調査に要する費用	—	○	—	○	—	○	—	※
税金(SPCに係るもの)	—	○	—	○	—	—	—	※
民間事業者の適正な利益及び配当(税引後損益)(SPCに係るもの)	—	○	—	○	—	—	—	※

※ 公共施設等運営権方式及びO方式の場合は計上することが必要な費用の要素

(4) 簡易な検討③(VFMの考え方)

VFMの考え方

簡易な検討の計算表を活用して、従来型手法の費用等（PSC）とPPP/PFI手法の費用等を比較。



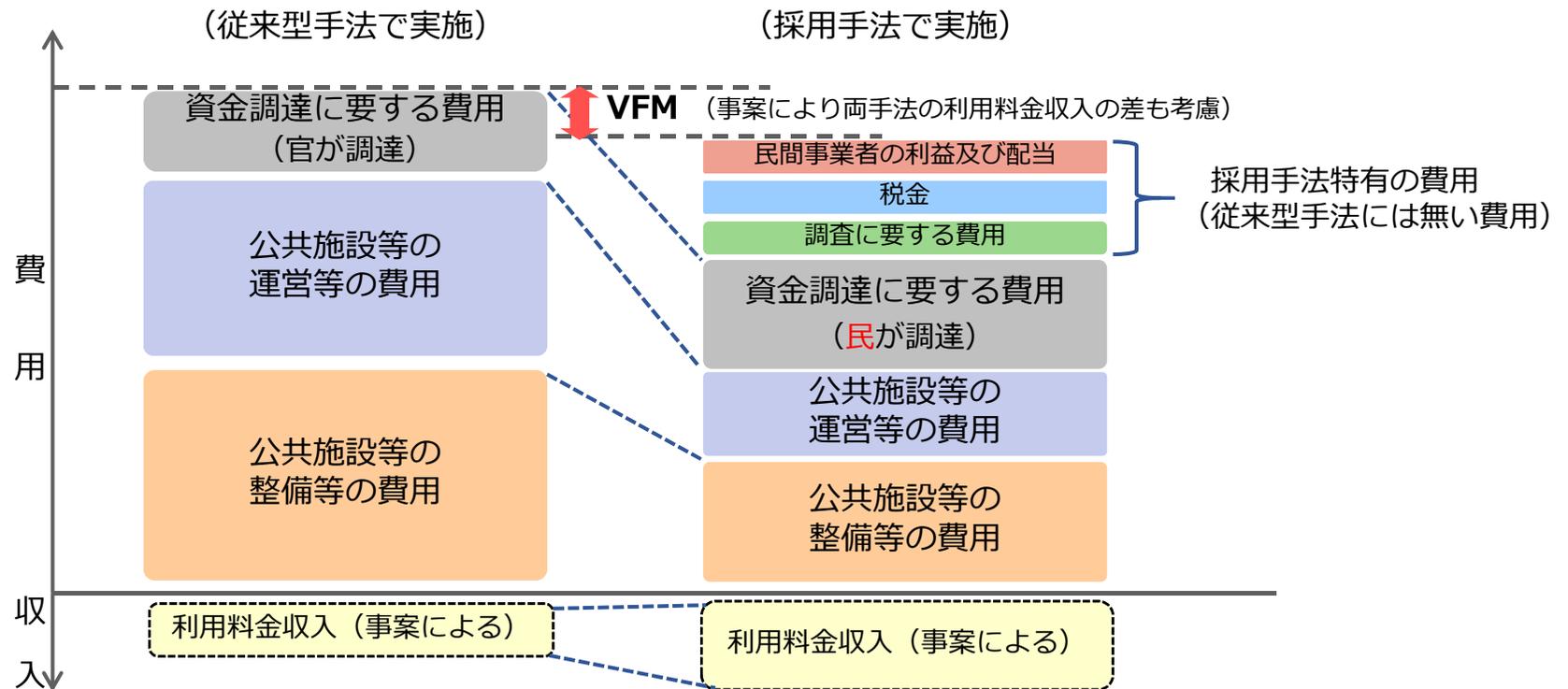
従来型手法の費用等（PSC）と比較する採用手法は、

- ①BTO・BOT・BOO・RO
- ②DBO
- ③BT
- ④公共施設等運営権・O方式・指定管理者制度・包括的民間委託の4手法。

(4) 簡易な検討④(BTO方式等の場合のVFMの考え方)

比較対象が「①BTO・BOT・BOO・RO」である場合

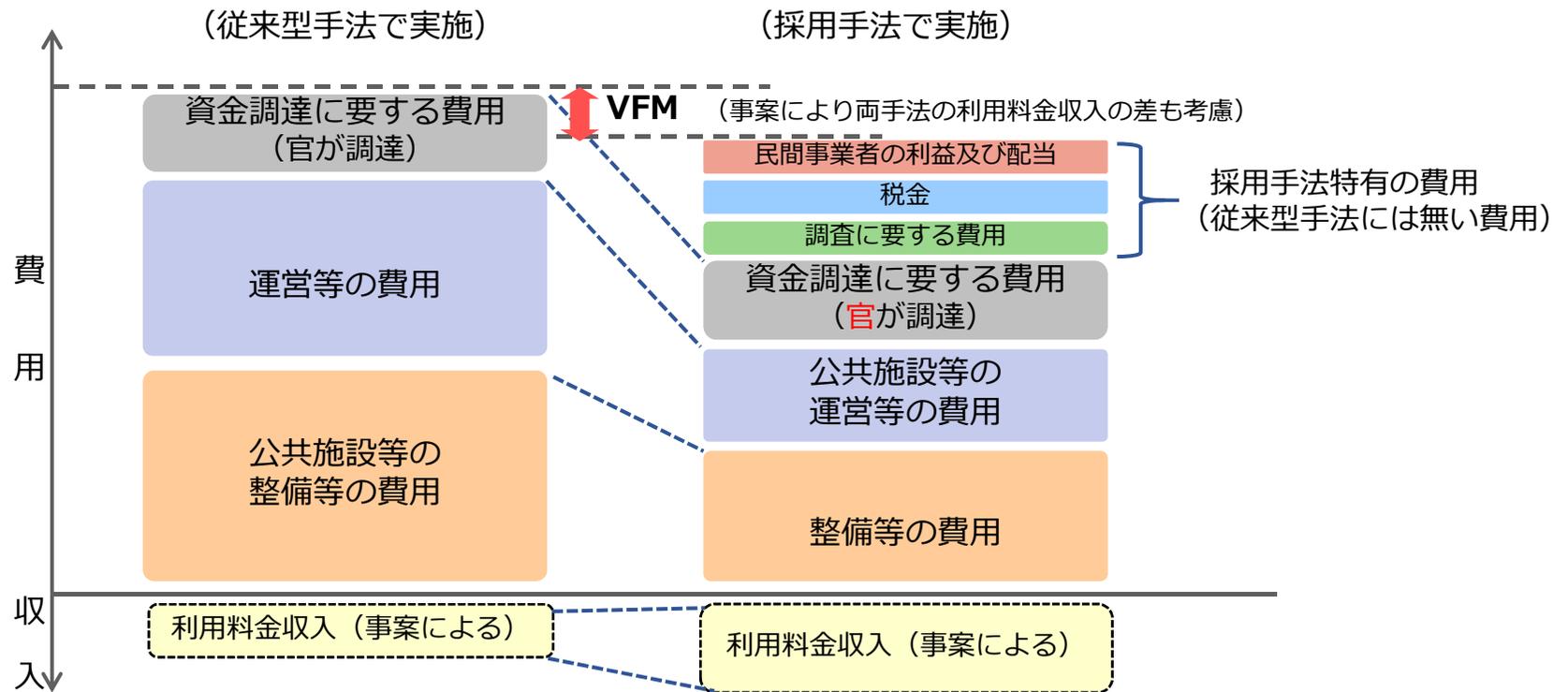
- 公共施設等の整備等の費用、公共施設等の運営等の費用、資金調達に要する費用（事案による。）、利用料金収入を比較。
- 利用料金収入の向上は、VFMの増加に貢献。



(4) 簡易な検討⑤(DBO方式の場合のVFMの考え方)

比較対象が「②DBO」である場合

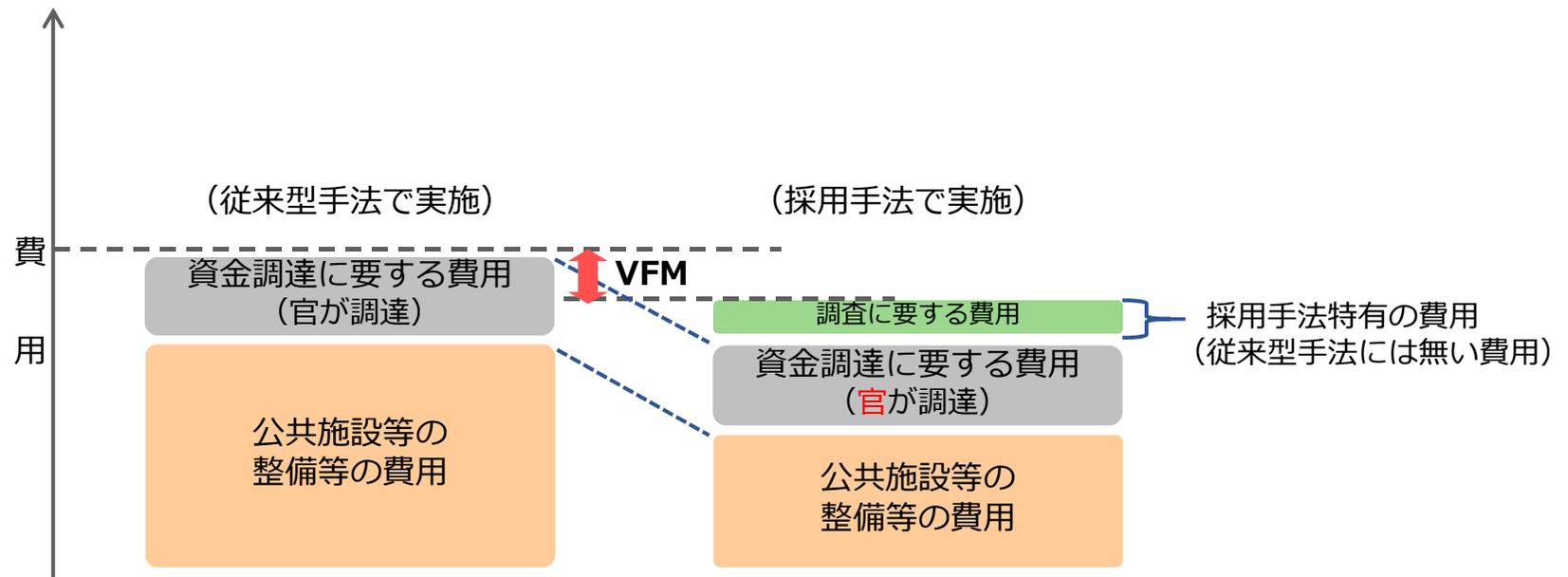
- 公共施設等の整備等の費用、公共施設等の運営等の費用、資金調達に要する費用（事案による。）、利用料金収入を比較。
- 利用料金収入の向上は、VFMの増加に貢献。



(4) 簡易な検討⑥(BT方式の場合のVFMの考え方)

比較対象が「③BT」である場合

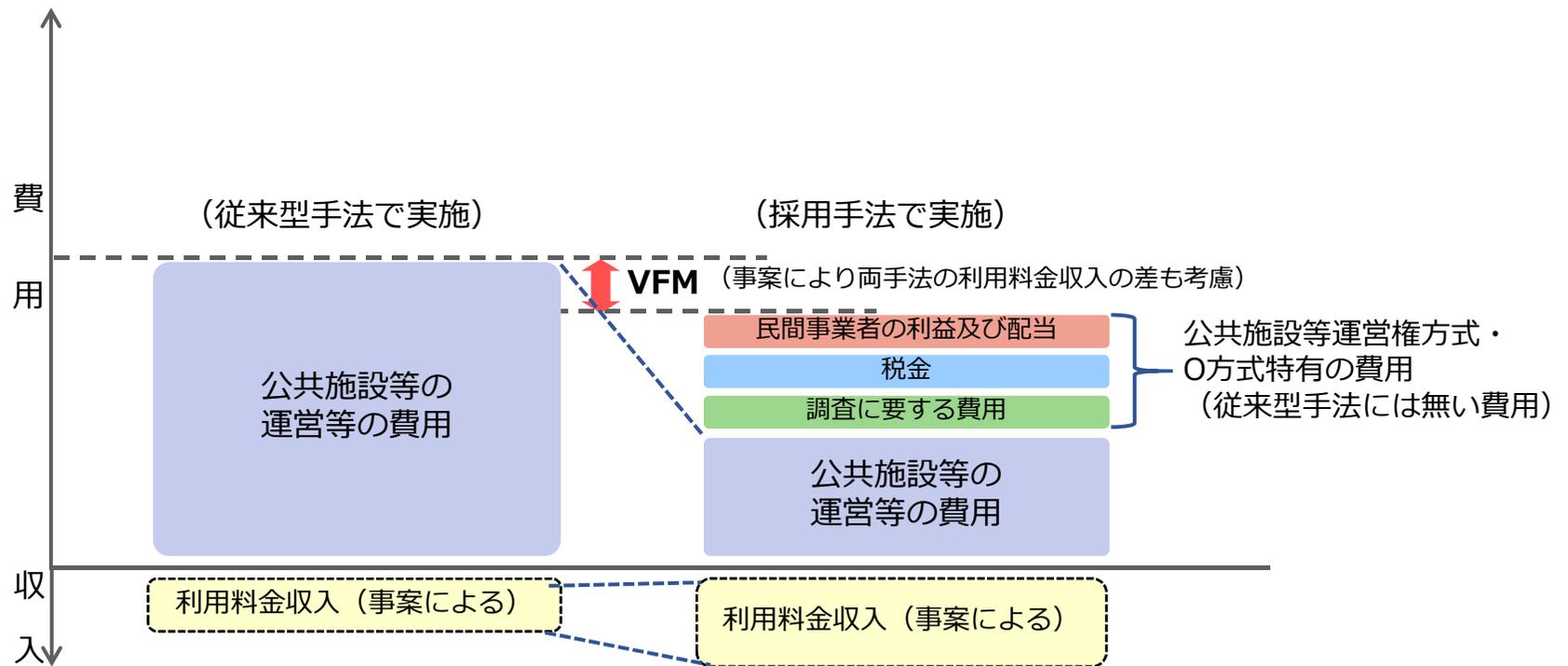
- 公共施設等の整備等の費用、資金調達に要する費用を比較。



(4) 簡易な検討⑦(指定管理者制度の場合のVFMの考え方)

比較対象が「④公共施設等運営権・O方式・指定管理者制度・包括的民間委託」である場合

- 公共施設等の運営等の費用、利用料金収入（事案による。）を比較します。
- 利用料金収入の向上は、VFMの増加に貢献。



(4) 簡易な検討⑧(VFM算出のステップ1)

ステップ1 前提条件の記入

- 前提条件欄の の箇所を選択・記入。記入すべき前提条件は以下のとおり。
- 上記前提条件は、民間事業者へのヒアリングや先行事例を参考に記入することが前提。ただし、手引の規定値も活用が可能（上記【】内が規定値）。

項目	従来型手法	PPP/PFI手法
PPP/PFI手法の種類		フローチャート等により絞り込んだPPP/PFI手法
整備等費用	基本構想、基本計画等において想定されている費用	従来型手法の費用に対する一定の削減率【既定値は10%】
運営等費用	同上	従来型手法の費用に対する一定の削減率【既定値は10%。指定管理者制度は6%。】
利用料金収入	基本構想、基本計画等において想定されている収入	従来型手法の収入に対する一定の増加率【既定値は10%。指定管理者制度は2%。】
資金調達費用	・整備費に対する補助金・交付金、起債、一般財源の割合 ・起債金利【既定値は1.3%】、償還期間、償還方法（元利均等、元金均等、期限一括）	・整備費に対する補助金・交付金、起債、一般財源、民間資金の割合 ・民間資金借入金利【既定値は公共に+0.5%ポイント】、借入期間、償還方法（同左）
民間事業者の利益		一定以上となるよう自動調整【既定値は資本金1千万円に対してEIRR5%以上】
調査等費用		適切な値【既定値は2,500～6,000万円】
税金		法人実効税率【既定値は32.11%】
運営期間	基本構想、基本計画等において想定されている期間	
割引率	適切な値【既定値は2.6%】	

4. 優先的検討プロセスの具体的な内容

(4) 簡易な検討⑨(VFM算出のステップ2、3)

ステップ2 前提条件の決定

○  をクリック。

ステップ3 調書記載内容が自動計算

○ PPP/PFI手法簡易定量評価調書に転記する内容が**自動的に**表示。

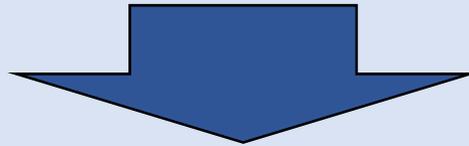
	従来型手法	採用手法
整備等(運営等を除く。)費用	●億円	●億円
〈算出根拠〉		
運営等費用	●億円	●億円
〈算出根拠〉		
利用料金収入	●億円	●億円
〈算出根拠〉		
資金調達費用	●億円	●億円
〈算出根拠〉		
調査等費用	—	●億円
〈算出根拠〉		
税金	—	●億円
〈算出根拠〉		
税引き後損益	—	●億円
〈算出根拠〉		
合計	●億円	●億円
〈算出根拠〉		
合計(現在価値)	●億円	●億円
財政支出削減率		VFMIは●億円、●%
その他(前提条件等)	事業期間●年間、●%	

(4) 簡易な検討⑩(その他の方法による簡易な検討)

費用総額比較によらない簡易な検討

過去の実績が乏しいこと等により、既述の費用総額比較による簡易な検討の実施が困難な場合がある。

例：公共施設等運営権方式、収益施設の併設又は活用などの事業収入等で費用を回収するPFI事業



- 詳細な検討を行うに値するものを選別するため、PPP/PFI手法を評価。

例：民間事業者へのヒアリングを踏まえた評価、類似事例の調査を踏まえた調査

- 具体的な評価方法については、平成28年中を目処に、別途策定する「運用の手引」において解説予定。

- 
1. 優先的検討指針策定の背景
 2. 優先的検討プロセスの全体像
 3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
 4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
 - (1) 優先的検討の開始時期
 - (2) 対象事業
 - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
 - (4) 簡易な検討
 - (5) 詳細な検討
 - (6) 評価結果の公表
 5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
 6. 国によるフォローアップ、支援措置
 7. 参考資料

(5) 詳細な検討

詳細な検討の趣旨

- 外部コンサルタントの活用等により、要求水準、リスク分担等の幅広い観点から従来型手法とPPP/PFI手法の費用総額を比較。
- 簡易な検討においてPPP/PFI手法導入が不相当とされなかった場合、コンサルタントへの委託費の予算要求を行うなどの対応。

検討項目

- ① 従来型手法及び採用手法の長所及び短所の整理並びに当該短所の解決策の検討
- ② 採用手法を導入する場合の民間事業者に委託する業務の範囲及び要求水準の検討
- ③ リスク分担の検討
- ④ 従来型手法及び採用手法を導入した場合それぞれの費用総額の算出及び比較
- ⑤ 採用手法に公共施設等運営権方式等の既存公共施設等に用いられる手法が含まれる場合にあっては、次に掲げる検討
 - (1) 適切な事業期間の検討
 - (2) 既存の公共施設等の状態に関する情報、リスク分担の検討
(開示できる公共施設等の情報の内容を含みます。)
- ⑥ 採用手法にBTO方式等の設計、建設又は製造及び運営等を一括して委託する手法が含まれる場合にあっては、適切な事業期間の検討

- 
1. 優先的検討指針策定の背景
 2. 優先的検討プロセスの全体像
 3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
 4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
 - (1) 優先的検討の開始時期
 - (2) 対象事業
 - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
 - (4) 簡易な検討
 - (5) 詳細な検討
 - (6) 評価結果の公表
 5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
 6. 国によるフォローアップ、支援措置
 7. 参考資料

(6) 評価結果の公表①

- PPP/PFI手法の導入が適しないと評価した場合、次の①～③の区分それぞれで、それぞれに記載されている事項をインターネット上で公表。

①－1 費用総額比較による簡易な検討の結果の公表

公表内容	公表時期
<ul style="list-style-type: none"> • PPP/PFI手法を導入しないこととした旨 • 当該事業の予定価格の推測につながらない事項 	PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
<ul style="list-style-type: none"> • PPP/PFI手法簡易評価調書の内容 	入札手続の終了後等適切な時期

①－2 費用総額比較によらない簡易な検討の結果の公表

公表内容	公表時期
<ul style="list-style-type: none"> • PPP/PFI手法を導入しないこととした旨 • 客観的な評価結果の内容（当該事業の予定価格の推測につながらないものに限る。） 	PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
客観的な評価結果の内容（当該事業の予定価格の推測につながるものに限る。）	入札手続の終了後等適切な時期

② 詳細な検討の結果の公表

公表内容	公表時期
<ul style="list-style-type: none"> • PPP/PFI手法を導入しないこととした旨 • 当該事業の予定価格の推測につながらない事項 	PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
<ul style="list-style-type: none"> • PPP/PFI手法簡易評価調書の内容（詳細な検討を踏まえて更新した後のもの） 	入札手続の終了後等適切な時期

4. 優先的検討プロセスの具体的な内容

(6) 評価結果の公表②(費用総額比較の簡易な検討の結果公表様式①)

別紙

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備 等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等(運営等 を除く。)費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

(6) 評価結果の公表③(費用総額比較の簡易な検討の結果公表様式②)

別紙

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用 (PSC) の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	

- 
1. 優先的検討指針策定の背景
 2. 優先的検討プロセスの全体像
 3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
 4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
 - (1) 優先的検討の開始時期
 - (2) 対象事業
 - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
 - (4) 簡易な検討
 - (5) 詳細な検討
 - (6) 評価結果の公表
 5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
 6. 国によるフォローアップ、支援措置
 7. 参考資料

5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組

(1) PPP/PFI手法に関する職員の養成及び住民等に対する啓発

- PPP/PFI手法に通曉した**職員の養成**に努める。
- PPP/PFI手法の導入に関する住民及び民間事業者の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を行う。

(2) 地域における人材育成、連携強化及び創意工夫の活用

- 地域における具体の案件形成**を目指した取り組みを推進するため、地域における人材育成、連携強化等を行う**産官学金**（地元民間事業者、地方公共団体、有識者、地域金融機関、株式会社民間資金等活用事業推進機構等）で構成された**地域プラットフォーム**を設置するよう努める。
- 地域における**事業機会の創出**、地域資源の活用その他地域の活性化を図る観点から、公共施設整備事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たっては、事業の特性に応じ、**地域の民間事業者の創意工夫について、適切な審査及び評価を行う**とともに、民間事業者の選定に際しての評価に適切に反映させることが望ましい。

(3) 民間事業者からの提案の活用

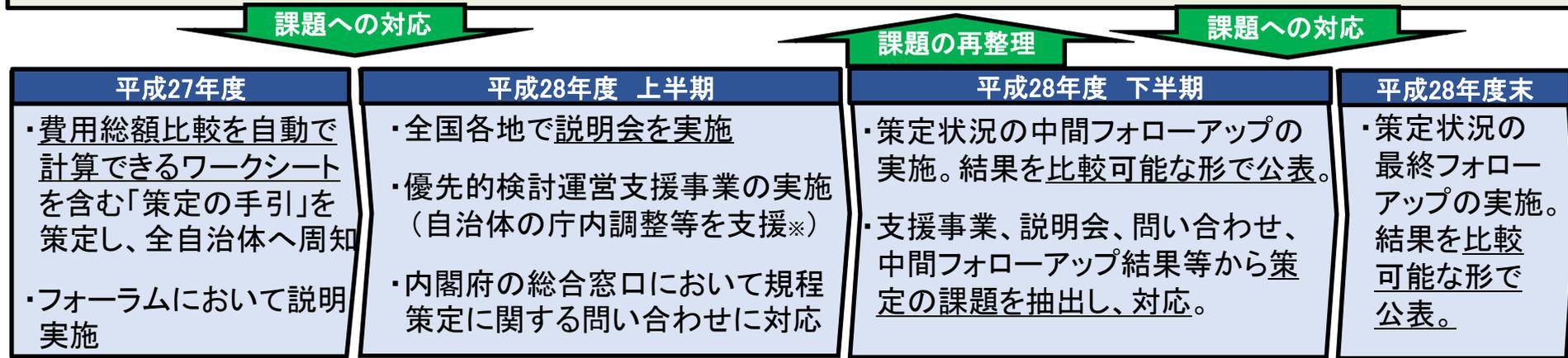
- 事業の発案、基本構想・基本計画等策定段階等、**事業の上流段階**で、民間事業者からのPPP/PFIに関する**提案を積極的に求める**ことが望ましい。
- 民間提案を積極的に活用するため、**公共施設等総合管理計画の策定、固定資産台帳の整備等**により、民間事業者に対して十分な**情報開示**を図る。
- 民間事業者から提案があった場合は、**遅滞なく的確にこれを検討**。
（参考：「PFI事業民間提案推進マニュアル」（平成26年9月内閣府策定））

- 
1. 優先的検討指針策定の背景
 2. 優先的検討プロセスの全体像
 3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
 4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
 - (1) 優先的検討の開始時期
 - (2) 対象事業
 - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
 - (4) 簡易な検討
 - (5) 詳細な検討
 - (6) 評価結果の公表
 5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
 6. 国によるフォローアップ、支援措置
 7. 参考資料

優先的検討規程策定に向けた取組について

1. 優先的検討規程策定に係る課題と対応

- (1) 初めてPPP/PFIに関する計画を策定する地方公共団体は、PPP/PFIに関するノウハウがなく、優先的検討規程の策定自体が困難。
- (2) 既にPPP/PFIに関する制度を有する地方公共団体でも、定性的な評価となっており、定量的評価を求める指針と整合させることが困難。PPP/PFI事業を実施した前例がないこと、時間がかかること等を理由に、従来型手法を採用することができなくなることについて、事業所管部局の理解が得られない可能性がある。



※優先的検討の対象事業となり得る事業類型について、企画部局等に対して、類例等の情報提供を実施。事業所管部局との調整の円滑化を図る。

2. 規程策定の中間・最終フォローアップ

優先的検討規程の策定の有無に関する中間・最終フォローアップの結果については、比較可能な形でインターネット上で公表。

中間・最終フォローアップ結果の公表のイメージ

都道府県		政令市		その他	
都道府県名	策定の有無	市名	策定の有無	市区名	策定の有無
○県	○	○市	○	○市	○
□県	○	□市	○	□区	×
△県	×	△市	○	△区	○
..

優先的検討規程の適正な運用に向けた取組について

1. 優先的検討規程運用に係る課題と対応

- (1) 次に掲げる3要件に合致した優先的検討規程を運用することが望ましい。
- ① 明確に定めた対象事業について優先的検討を行うこと
 - ② 客観的な基準によりPPP/PFI手法導入の適否を評価すること
 - ③ 評価の結果、PPP/PFI手法導入に適しないとした場合は、その評価内容を公表すること
- (2) コンセッション方式や収益施設を併設・活用したPPP/PFI事業については、過去の実績が乏しいこと等により、費用総額の比較による評価方法が確立していないことが課題。

課題への対応

課題の再整理

課題への対応

平成28年度 上半期	平成28年度 下半期	平成28年度末	平成29年度～
<ul style="list-style-type: none"> ・民間資金等活用事業推進委員会において、コンセッション方式等の評価方法について調査審議。 ・優先的検討運営支援事業の実施 (自治体の庁内調整等を支援※) 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用状況中間フォローアップの実施。結果を<u>比較可能な形で公表</u>。 ・中間フォローアップ結果等から課題を抽出し、<u>対応</u>。 ・調査審議結果を踏まえて、「運用の手引」を策定、地方公共団体等に周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終フォローアップの実施。結果を<u>公表</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的なフォローアップにより運用状況の適正化を図る。

※類例を交えつつ、具体的な案件における簡易な検討の実施に必要な情報を提供。事業所管部局との調整の円滑化を図る。

2. 規程運用の中間・最終フォローアップ

優先的検討規程の運用状況に関する中間・最終フォローアップの結果については、インターネット上で公表。

中間・最終フォローアップの対象項目のイメージ

- ① 優先的検討規程の内容
- ② 評価の結果、PPP/PFI手法導入に適しないとされた件数とその評価内容
- ③ 評価の結果、導入されたPPP/PFI手法の件数

優先的検討に関する情報提供

○下記情報は、下記内閣府HPに掲載しておりますので、ご覧ください。
(今後も適宜コンテンツの強化を図ってまいります。)

- ・ 多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための**指針**
- ・ 各省各庁に対する内閣府の**要請通知**
- ・ 地方公共団体に対する内閣府及び総務省の**要請通知**
- ・ PPP/PFI手法導入優先的検討**規程策定の手引**
- ・ よくあるお問い合わせと回答 等

⇒<http://www8.cao.go.jp/pfi/youusenkentou/shishin.html>

PPP/PFI優先的検討指針

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」が民間資金等活用事業推進会議において決定されたことを踏まえ、平成28年度末までに当該指針に基づく優先的検討規程を策定すること等を各省各庁、地方公共団体に対して要請いたしました。

- 各省各庁に対する内閣府通知資料、地方公共団体に対する内閣府・総務省通知資料

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針

- 指針概要(PDF形式:130KB)
- 指針掲載の添付(PDF形式:114KB)
- 指針本文(PDF形式:130KB)
- (参考)記者発表資料関係(PDF形式:128KB)

PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引

民間資金等活用事業推進委員会における調査を経て、地方公共団体が「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」に規定する優先的検討規程を定める際の参考となる手引を作成しました。

なお、別紙4及び別紙5の「新設な検討の計算表」についてエクセル形式での配布をご希望の方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

- 通知(PDF形式:30KB)
- 「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」全文(PDF形式:333KB)
- 「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」印刷版

優先的検討規程策定・運用に向けた取組について

社会資本整備等ワーキング・グループ「経済財政諮問会議」の下に設置されている「経済・財政一体改革推進委員会」に設置)において、優先的検討規程策定・運用に向けた取組について説明しておりますので、ご参照ください。

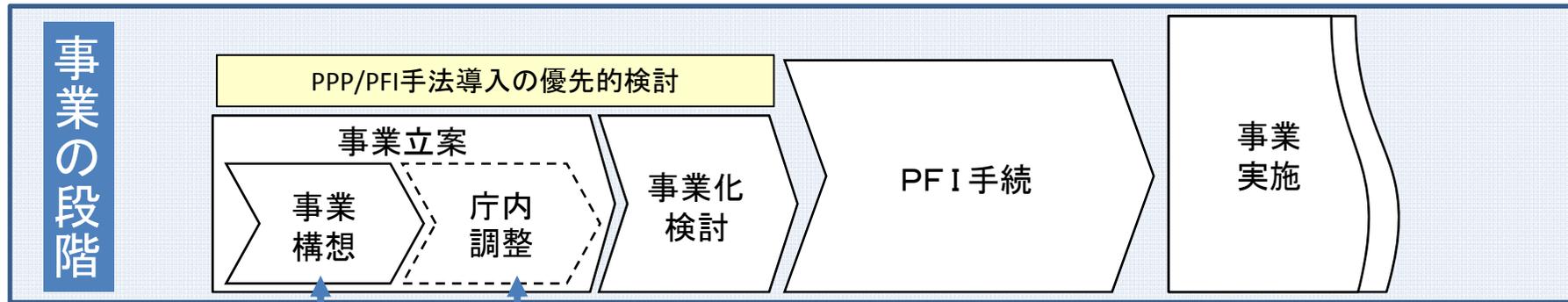
- 内閣府民間資金等活用事業推進会議資料(PDF形式:472KB)
- 第10回社会資本整備等ワーキング・グループ資料全体

よくあるお問い合わせと回答について

地方公共団体等の皆様から承りましたお問い合わせについて、それぞれの回答を掲載いたしましたので、ご参照ください。

- よくあるお問い合わせと回答(PDF形式:33KB)

PPP/PFI推進に資する支援措置の全体像



①優先的検討運営支援
 地方公共団体が行う優先的検討について規程の策定、運営の初期段階を支援

想定件数：5件、支援期間：3カ月程度
 募集時期：3月頃

④新規案件形成支援
 PPP/PFIの専門家を派遣し、事業構想段階から具体の事業化検討に移行できるよう支援

想定件数：10件、支援：2～3回
 募集時期：通年

※コンセッションなど
 高度な知見を必要とするもの

②高度専門家による課題検討支援
 コンセッション事業など、事業検討にあたり法律・会計・税務・金融などの高度な専門的知見を必要とする事業を重点的に支援

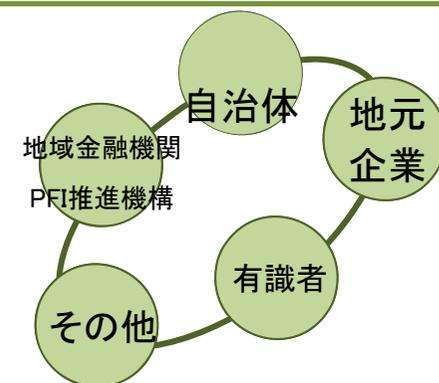
想定件数：2～3件、支援期間：6か月程度
 募集時期：3月頃

③地域プラットフォーム形成支援
 地域プラットフォームの設置・運営からその後の継続的な運営体制の構築までを総合的に支援

想定件数：5件、支援期間：6か月程度
 募集時期：3月頃

⑤PPP/PFI専門家派遣

⑥ワンストップ窓口



①優先的検討運営支援

募集時期:3月頃

支援目的

地方公共団体における優先的検討について規程の策定を含めた運営の初期段階を支援することで、PP/PFI手法による事業実施を目指す。

支援について①

【支援対象】

優先的検討を実施する具体の事業がある地方公共団体

【応募条件】

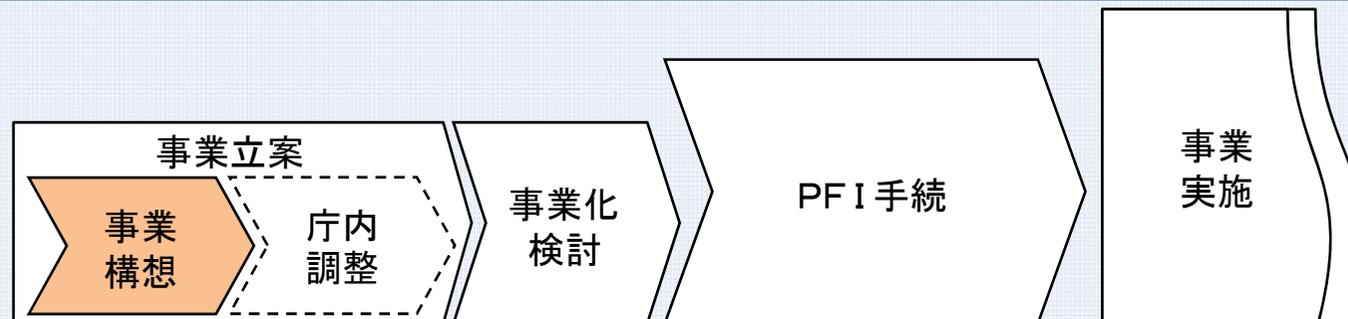
- 次のいずれも満たすこと。
- 優先的検討規程を策定済みまたは平成28年度末までに策定予定であること。
 - 公共施設等総合管理計画を策定済みもしくはそれに準ずる中長期の施設整備に関する計画が策定済みであること。

支援について②

【支援概要】

- 優先的検討の円滑な実施のために、以下に関する助言と資料提供を行います。
 - ・ 類似事業におけるPPP/PFI導入効果及び特徴の整理
 - ・ 当該事業の実現性の整理
 - ・ 事業実施に向けたスケジュール策定及び検討項目の整理
- 支援は内閣府が委託したコンサルタント等が行います。
- 上記の検討費用は内閣府が負担します。

事業の段階



② 高度専門家による課題検討支援

募集時期：3月頃

支援目的

コンセッション事業など、事業検討にあたり法律・会計・税務・金融などの高度な専門的知見を必要とする事業を重点的に支援

支援について①

【支援対象】

公共施設等運営権(コンセッション)を設定する場合等に、様々な法制上、収益性の評価等における、会計・税務等の高度な専門家の知見を必要とする課題を持つ地方公共団体等

支援について②

【支援概要】

- 公共施設等運営権事業は前例が少ないため、従来の専門家派遣や導入可能性調査と連携させて、課題が表面化した案件・取組について、PPP/PFIの高度専門家の知見等を課題解決に利用
- 内閣府において、支援を必要とする地方公共団体へ法律・会計・税務・金融等の専門家チームを派遣し、課題解決に向けたアドバイスを提供

事業の段階

※コンセッションなど高度な知見を必要とするもののみ対象



③地域プラットフォーム形成支援

募集時期：3月頃

支援目的

地方公共団体等の経験不足やノウハウの欠如、地域企業や関係者の理解不足などの課題の解消を通じ、地域においてPPP/PFIを推進していくため、地域プラットフォームの形成を支援します。

支援について

【地域プラットフォームとは】

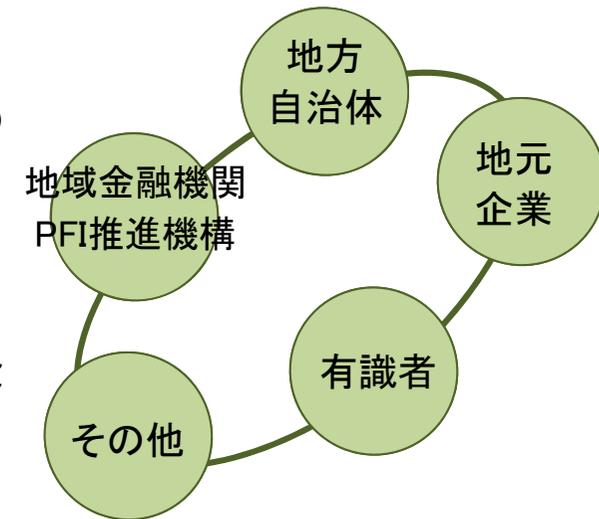
地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ取得や案件形成能力の向上を図り、官民対話を通じて具体的な案件形成を目指す取り組み

【支援対象】

地域プラットフォームの継続的な取り組み実施を通じて、多種多様なPPP/PFI事業の形成を目指す地域

【支援概要】

地域プラットフォームの運営にあたり、内閣府委託のコンサルタントを複数回派遣し、計画・設置段階から支援終了後の進め方の検討までをサポート



支援の流れ

地方公共団体の募集

応募主体

応募

内閣府

支援対象の選定

選定

支援対象
支援対象

支援の実施・課題抽出

内閣府

委託

コンサルタント等

支援課題抽出

支援対象

成果の公表・活用

内閣府

成果

公表

地方公共団体

④新規案件形成支援

募集時期：通年

支援目的

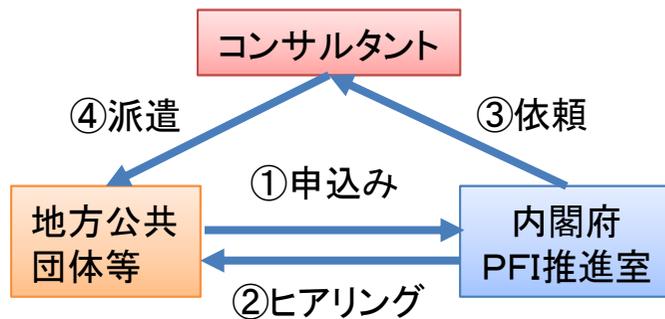
PPP/PFI事業について事業構想段階から具体の事業化検討に円滑かつ速やかに移行できるよう地方公共団体を支援

支援について①

【支援対象】

公共施設等の整備等に関するPPP/PFI事業について検討を進め、基本計画相当の具体的な事業構想を持つ地方公共団体等

【支援までの流れ】



支援について②

【支援概要】

- 内閣府と契約したPPP/PFIに関する専門知識を有するコンサルタントを2～3回程度派遣
- 事業化検討段階への移行に向けた助言と以下の資料整理を主に行う。
 - 事業スキームの概要（類似事例の事業形態及び事業手法の整理）
 - VFM発現の可能性
 - 事業化検討の実施適否
- ※ 導入可能性調査を行うものではありません。
- 派遣費用（上記の検討経費、旅費）は内閣府が負担します。

事業の段階



⑤ 専門家派遣、⑥ ワンストップ窓口

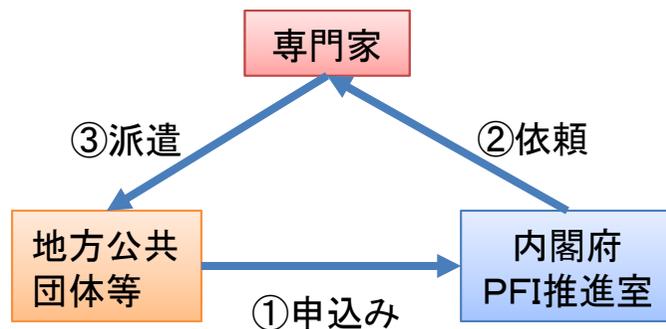
募集時期：通年

PPP/PFI 専門家派遣

PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度

- 【概要】**
- 1回につき半日程度で派遣（複数回の派遣も可能）
 - 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
 - 派遣費用（謝金、旅費）は全額、内閣府が負担
 - 派遣後も内閣府職員が引き続き、取り組みをサポート
- 【主な内容】**
- PPP/PFI事業手法や事例紹介
 - PPP/PFI事業を進める上での課題、留意点
 - 実際の作業スケジュール、庁内体制

【派遣のしくみ】

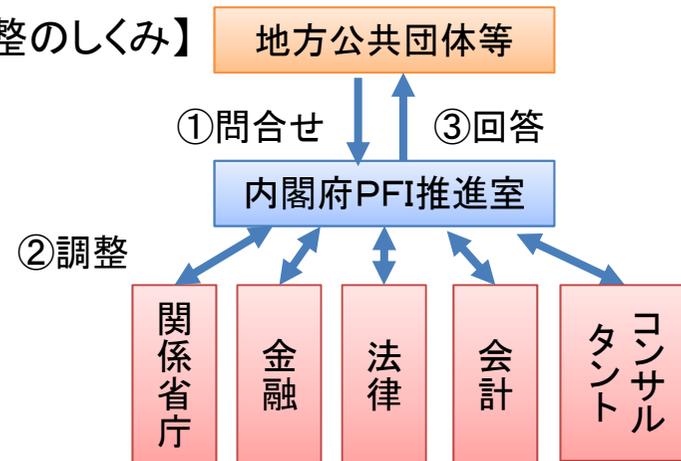


ワンストップ窓口

PPP/PFI事業の実務に関する質問、問い合わせにワンストップで対応

- 【概要】**
- 行政、金融、法律、会計、コンサルタントなど各分野の専門家の意見を聴取し、内閣府が一元的に回答
 - H26年度実績 250件
- 【主な内容】**
- PFI法の考え方
 - PFI法と他法令の関係
 - 事例紹介

【調整のしくみ】



情報提供

PPP／PFIの導入に向けた参考資料として、先行事例集や手引きなどの情報提供を実施。

The screenshot shows the website for the Ministry of Economy, Trade and Industry's PPP/PFI promotion center. The main content area features a large heading 'PFI事業導入の手引き' (PFI Business Introduction Guide) and a grid of six icons with text: '1 基礎編' (Basic), '2 実務編' (Practical), '3 先行事例の紹介' (Introduction of past cases), '4 参考資料' (Reference materials), '5 用語集' (Glossary), and '6 PFIに関する問い合わせ先' (Contact information for PFI). A sidebar on the left lists various reports and manuals. A right sidebar lists prefectures and their respective PFI implementation reports. At the bottom, there are three callout boxes: '●マニュアル・先行事例集', '●PFI事業導入の手引き', and '●地方公共団体向けデータベース'.



詳細については下記を御参照ください

- マニュアル・先行事例集: <http://www8.cao.go.jp/pfi/practice.html>
- PFI事業導入の手引き: <http://www8.cao.go.jp/pfi/tebiki/index.html>
- 地方公共団体向けデータベース: <http://www8.cao.go.jp/pfi/database.html>

- 
1. 優先的検討指針策定の背景
 2. 優先的検討プロセスの全体像
 3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
 4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
 - (1) 優先的検討の開始時期
 - (2) 対象事業
 - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
 - (4) 簡易な検討
 - (5) 詳細な検討
 - (6) 評価結果の公表
 5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
 6. 国によるフォローアップ、支援措置
 7. 参考資料

よくあるお問い合わせと回答①

Q1 優先検討を求める通知（平成27年12月17日付府政経シ第886号総行地第154号）は地方公共団体に対する義務付けにあたるのでしょうか。

A1 公共施設等の整備等に当たり、貴重な税金を効率的かつ効果的に使用することは、国のみならず地方公共団体等においても大きな課題となっていることから、公共施設等の整備等に当たっては、まずはPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを優先的に検討するよう要請を行ったものです。

通知内容の詳細は下記内閣府HPをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin.html>

Q2 優先的検討規程の策定が求められる地方公共団体は、人口20万人以上の地方公共団体でしょうか。それ以外の地方公共団体は優先的検討規程を策定することは求められないという理解でよろしいでしょうか。

A2 人口20万人以上の地方公共団体以外の地方公共団体についても、1の回答に記載した重要性が変わることはありません。しかし、まずは人口規模が大きく、PPP/PFI手法の導入が期待できる事業がより多く考えられる地方公共団体に対して要請したところです。

したがって、指針の2に記載のとおり、人口20万人以上の地方公共団体以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましいものです。

Q3 例えば、人口12万人のA市と人口15万人のB市が設立した一部事務組合や広域連合は「人口20万人以上の地方公共団体」に含まれるのでしょうか。

A3 御指摘の一部事務組合や広域連合は、2の回答の「人口20万人以上の地方公共団体以外の地方公共団体」に含まれます。なお、「人口20万人以上の地方公共団体」は普通地方公共団体及び特別区の181団体を想定しています（平成27年1月1日住民基本台帳）。

よくあるお問い合わせと回答②

Q4 公共法人の定義を教えてください。

A4 PFI法第2条第3項第3号に規定する公共法人です。具体的には、公共施設等の整備等を行う次に掲げる法人です。

- ① 独立行政法人
- ② 特殊法人
- ③ 市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合
- ④ 法人税法第2条第5号に掲げる公共法人（地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人等が含まれます。）

なお、独立行政法人及び特殊法人は、下記総務省HPにおいて一覧となっておりますのでご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000408998.pdf

http://www.soumu.go.jp/main_content/000411477.pdf

Q5 例えば、人口20万人以上の地方公共団体以外の地方公共団体が所管する公社等は、対象とならないという理解で良いでしょうか。

A5 所管元の地方公共団体と同列の取扱です。具体的には、人口20万人以上の地方公共団体が所管する公共法人は優先的検討規程の策定が求められる、これ以外の地方公共団体が所管する公共法人は同様の取組を行うことが望ましいと考えます。

Q6 所管公共法人が貸しビルに入居して執務を行っており、当該貸しビルの専用部分の維持管理しか行っていないところですが、このような公共法人においても、優先的検討規程を策定する必要があるのでしょうか。

A6 次に掲げる事項のいずれにも該当する公共法人に対しては、要請をしないこととすることが可能です。

- ① 現に行っている事業（執務室の維持管理等）が、本指針の対象事業基準のうち、事業費基準（指針3ニイの事業費基準をいう。）を満たさないことが明らかであること
- ② 今後、新たに公共施設等の整備等（新たな事務庁舎の建設等）を行う予定がないこと

ただし、そのような公共法人であっても、今後、①又は②の要件に合致することとなる場合も考えられるため、本指針が策定された旨の情報提供は行っていただきますようよろしくお願いいたします。

よくあるお問い合わせと回答③

Q7 本指針の対象施設を教えてください。

A7 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等です。例えば、空港、上下水道等の利用料金が発生する施設や庁舎、宿舎、公営住宅、学校等を含みます。

Q8 PPPにはどのような手法が含まれるでしょうか。

A8 PFIのほか、包括的民間委託、指定管理者制度、公的不動産の利活用、DBO等が含まれます。

Q9 優先的検討規程において、本指針における対象事業の事業費基準を変えることは可能でしょうか。

A9 指針の3二口に示しているとおり、事業の特殊性によって当該事業費基準を上下することが可能です。

Q10 既に類似の制度を有している地方公共団体においては、本指針に基づき、新たに優先的検討規程を策定する必要があるのでしょうか。

A10 本指針の趣旨を踏まえた制度を既に有している地方公共団体は、新たに優先的検討規程を策定する必要はございません。具体的には、

- ① 明確に定めた対象事業について優先的検討を行うこと
- ② 客観的な基準によりPPP/PFI手法導入の適否を評価すること
- ③ 評価の結果、PPP/PFI手法導入に適しないとした場合は、その評価内容を公表すること等を含む制度を有している場合には、本指針の趣旨を踏まえたものと考えられます。

よくあるお問い合わせと回答④

Q11 優先的検討規程は地方公共団体毎に1本策定すれば足りるのでしょうか。それとも事業所管部局毎に策定する必要があるのでしょうか。

A11 いずれでも構いません。

Q12 指針の運用に際して参考となる手引きを作成するとのことですが、いつごろに作成される予定でしょうか。

A12 平成28年度中を目途に、優先的検討規程運用の参考となる手引きを作成する予定です。

Q13 優先的検討規程のひな形を作成する予定はあるのでしょうか。

A13 下記内閣府HPにおいて公表しております。
<http://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin.html>

Q14 各省各庁から示されるガイドラインとは、どのような内容が盛り込まれる予定でしょうか。

A14 各省各庁が所管する公共施設整備事業特有の対象事業の考え方等、優先的検討規程策定の参考となる事項がガイドラインに記載されると想定しています。

Q15 優先的検討規程の策定状況は国のフォローアップの対象となりますか。

A15 毎年度、優先的検討規程の策定状況、PPP/PFI手法の導入状況等についてフォローアップを実施し、地方公共団体等の皆様の参考のために、その結果を公表する予定です。

公共法人①

独立行政法人一覧(平成28年4月1日現在)

内閣府所管 3			
○国立公文書館	法人番号3010005005429	地域医療機能推進機構	法人番号6040005003798
北方領土問題対策協会	法人番号8010505001641	年金積立金管理運用独立行政法人	法人番号9010005010010
☆日本医療研究開発機構	法人番号9010005023796	☆国立がん研究センター	法人番号6010005015219
消費者庁所管 1		☆国立循環器病研究センター	法人番号3120905003033
国民生活センター	法人番号4021005002918	☆国立精神・神経医療研究センター	法人番号6012705001563
総務省所管 3		☆国立国際医療研究センター	法人番号8011105004456
☆情報通信研究機構	法人番号7012405000492	☆国立成育医療研究センター	法人番号6010905002126
○統計センター	法人番号7011105002089	☆国立長寿医療研究センター	法人番号4180005012861
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	法人番号8010405006889	農林水産省所管 9	
外務省所管 2		○農林水産消費安全技術センター	法人番号5030005001226
国際協力機構	法人番号9010005014408	家畜改良センター	法人番号8380005004744
国際交流基金	法人番号3011105003801	☆農業・食品産業技術総合研究機構	法人番号7050005005207
財務省所管 3		☆国際農林水産業研究センター	法人番号4050005005317
酒類総合研究所	法人番号3240005003987	☆森林総合研究所	法人番号1020005004051
○造幣局	法人番号6120005008509	☆水産研究・教育機構	法人番号4010405003683
○国立印刷局	法人番号6010405003434	農畜産業振興機構	法人番号1010405003686
文部科学省所管 22		農業者年金基金	法人番号5010005006887
国立特別支援教育総合研究所	法人番号4021005008147	農林漁業信用基金	法人番号5010005006887
大学入試センター	法人番号5013205000379	経済産業省所管 10	
国立青少年教育振興機構	法人番号8011005001124	経済産業研究所	法人番号6010005005426
国立女性教育会館	法人番号1030005011641	工業所有権情報・研修館	法人番号5010005005427
国立科学博物館	法人番号4010505001182	日本貿易保険	法人番号4010005005428
☆物質・材料研究機構	法人番号2050005005211	☆産業技術総合研究所	法人番号7010005005425
☆防災科学技術研究所	法人番号3050005005210	○製品評価技術基盤機構	法人番号9011005001123
☆量子科学技術研究開発機構	法人番号8040005001619	☆新エネルギー・産業技術総合開発機構	法人番号2020005008480
国立美術館	法人番号8010005005424	日本貿易振興機構	法人番号2010405003693
国立文化財機構	法人番号3010505001183	情報処理推進機構	法人番号5010005007126
教員研修センター	法人番号8050005005214	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	法人番号4010405009573
☆科学技術振興機構	法人番号4030005012570	中小企業基盤整備機構	法人番号2010405004147
日本学術振興会	法人番号1010005006890	国土交通省所管 15	
☆理化学研究所	法人番号1030005007111	☆土木研究所	法人番号8050005005206
☆宇宙航空研究開発機構	法人番号9012405001241	☆建築研究所	法人番号9050005005205
日本スポーツ振興センター	法人番号5011105002256	☆海上・港湾・航空技術研究所	法人番号5012405001732
日本芸術文化振興会	法人番号7010005006877	海技教育機構	法人番号6080005003150
日本学生支援機構	法人番号7020005004962	航空大学校	法人番号4350005001054
☆海洋研究開発機構	法人番号7021005008268	自動車技術総合機構	法人番号1011105001930
国立高等専門学校機構	法人番号8010105000820	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	法人番号4020005004767
大学改革支援・学位授与機構	法人番号5012705001234	国際観光振興機構	法人番号4010005006896
☆日本原子力研究開発機構	法人番号6050005002007	水資源機構	法人番号6030005001745
厚生労働省所管 17		自動車事故対策機構	法人番号9010005006883
勤労者退職金共済機構	法人番号7013305001903	空港周辺整備機構	法人番号1120905003729
高齢・障害・求職者雇用支援機構	法人番号8040005016947	都市再生機構	法人番号1020005005090
福祉医療機構	法人番号8010405003688	奄美群島振興開発基金	法人番号5340005004841
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	法人番号8070005002779	日本高速道路保有・債務返済機構	法人番号3010405004914
労働政策研究・研修機構	法人番号9011605001191	住宅金融支援機構	法人番号2010005011502
労働者健康安全機構	法人番号7020005008492	環境省所管 2	
国立病院機構	法人番号1013205001281	☆国立環境研究所	法人番号6050005005208
医薬品医療機器総合機構	法人番号3010005007409	環境再生保全機構	法人番号8020005008491
☆医薬基盤・健康・栄養研究所	法人番号9120905002657	防衛省所管 1	
		○駐留軍等労働者労務管理機構	法人番号8010405009306

(注1) ○印の法人は、行政執行法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの(7法人))
(注2) ☆印の法人は、国立研究開発法人(27法人)
(注3) 無印の法人は、中期目標管理法人(54法人)
(注4) 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」「国立研究開発法人」は省略

合計 88法人

公共法人②

所管府省別特殊法人一覧(平成28年4月1日現在)

内閣府(2)	
沖繩振興開発金融公庫	法人番号7360005000440
沖繩科学技術大学院大学学園	法人番号6360005004186
総務省(6)	
日本電信電話株式会社	法人番号7010001065142
東日本電信電話株式会社	法人番号8011101028104
西日本電信電話株式会社	法人番号7120001077523
日本放送協会	法人番号8011005000968
日本郵政株式会社	法人番号5010001112697
日本郵便株式会社	法人番号1010001112577
財務省(5)	
日本たばこ産業株式会社	法人番号4010401023000
株式会社日本政策金融公庫	法人番号8010001120391
株式会社日本政策投資銀行	法人番号2010001120389
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	法人番号3020001081423
株式会社国際協力銀行	法人番号6010001145977
文部科学省(2)	
日本私立学校振興・共済事業団	法人番号6010005002596
放送大学学園	法人番号7040005001842
厚生労働省(1)	
日本年金機構	法人番号4011305001653
農林水産省(1)	
日本中央競馬会	法人番号5010405002453
経済産業省(2)	
日本アルコール産業株式会社	法人番号2010001122204
株式会社商工組合中央金庫	法人番号9010001120408
国土交通省(12)	
新関西国際空港株式会社	法人番号1120001169813
北海道旅客鉄道株式会社	法人番号4430001022657
四国旅客鉄道株式会社	法人番号1470001002014
日本貨物鉄道株式会社	法人番号7011001068366
東京地下鉄株式会社	法人番号4010501022810
成田国際空港株式会社	法人番号9040001044645
東日本高速道路株式会社	法人番号9010001095716
中日本高速道路株式会社	法人番号4180001056169
西日本高速道路株式会社	法人番号3120001112341
首都高速道路株式会社	法人番号2010001095722
阪神高速道路株式会社	法人番号2120001112350
本州四国連絡高速道路株式会社	法人番号3140001024527
環境省(1)	
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	法人番号2010401053420

(注) 複数府省共管の特殊法人は、主たる所管府省にのみ掲げた。

合計 32 法人

7. 参考資料

公共法人③

○法人税法（昭和40年法律第34号）（抄）

第四条

2 公共法人は、前項の規定にかかわらず、法人税を納める義務がない。

別表第一 公共法人の表（第二条関係）

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
港務局	港湾法
国立大学法人	国立大学法人（平成十五年法律第百十二号）
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）
水害予防組合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
水害予防組合連合	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
地方独立行政法人	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）
独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）
土地改良区連合	
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1654

FAX : 03-3581-9682

URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>